

西中国信用金庫

〈特別年金定期預金プライム〉商品概要説明書

令和 8 年 1 月 1 6 日現在

1. 商品名	・特別年金定期預金プライム
2. 販売対象	・当金庫で新たに公的年金(国民、厚生、船員、共済、労災等)を振込指定される方(厚生年金基金等は対象となりません)
3. 期間	・3か月 定型方式 ・自動継続のお取扱いはできません。
4. 預入	
預入方法	・一括預入
預入金額	・1人当たり1,000万円迄 ・お預入れは、取扱期間中に公的年金のお受け取り手続きをされた日から3か月以内とします。 ただし、お受け取り手続きをされた日が確認できない場合は、取扱期間中の公的年金の初回振込日から3か月以内とします。
預入単位	・1万円以上1万円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括してお支払いします
6. 利息	
適用利率	・固定金利 年3.00%
計算方法	・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算
利払時期	・満期日以後に一括してお支払いします。
7. 税金	・個人の利息には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。
8. 付加できる特約事項	・マル優の適用を受けられる方は350万円まで非課税でご利用いただけます。
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約される場合には、解約日における普通預金の利率とします。
10. 金利情報の入手方法	・窓口へご照会下さい。
11. 取扱期間	・令和7年7月1日より令和8年3月31日まで

<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時、電話：0120-67-5563）にお申し出下さい。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱いは年金振込指定の店舗のみとさせていただきます。 ・ お手続きにあたっては裁定請求書、受取機関変更届または年金振込口座をご用意ください。 ・ 総合口座の取扱いはできません。 ・ 満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。 <p>預金保険制度に基づき元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）</p>